

## お知らせ

### 障害者雇用促進法の改正について

障害者雇用促進法により、全ての事業主において、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。本年 4 月 1 日の法改正により以下の点で変更があります。

#### (変更点1)

法定雇用率が下記の通り変更となります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

なお、平成 33 年 4 月までには、更に 0.1% 引き上げることになっており、その場合、民間企業では 2.3% となります。引き上げ時期が決まり次第ご連絡いたします。

#### (変更点2)

法定雇用率の変更に伴い、障害者の雇用義務がある民間企業は労働者数 50 人以上から 45.5 人以上の事業主に拡大されます。労働者数 45.5 人以上の事業主については次の計算式によって、雇用しなければならない障害者の人数(法定障害者数)を求めることができます。

$$\text{法定雇用障害者数}^{\ast 1} = (\text{企業全体の常時雇用労働者数}^{\ast 2} + \text{短時間労働者数}^{\ast 3} \times 0.5) \times \text{法定雇用率}$$

※1 小数点以下は切捨てます。そのため、労働者数 45 人以下の事業主は、法定雇用障害者数が 0 人となり実質雇用義務がありません。

※2 週所定労働時間が 30 時間以上の労働者です。

※3 週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者で、1 人につき 0.5 人としてカウントします。

また、法定雇用障害者数は障害の程度によって下記の表のように人数をカウントしていきます。

障害種別	判定	手帳の等級	雇用人数カウント		備考
			① <sup>※1</sup>	② <sup>※2</sup>	
身体障害	重度	・単一の障害では、1,2級。 ・3級の障害が2以上重複した場合、 重度となります。	2人	1人	・手帳がない場合や7級の単一障害を有する場合は、雇用人数にカウントできません。 ・同一等級において2以上重複する障害がある場合は、1級上の級とします。ただし、特に指定されている場合は、該当等級となります。
	重度 以外	・単一の障害では、3~6級。 ・7級の障害が2以上重複した場合、 雇用率にカウントできます。	1人	0.5人	
		・単一の障害で7級。	0人	0人	
知的障害	重度	1度、2度	2人	1人	・手帳の等級に関わらず、精神保健センター、障害者職業センター等により、職業判定上の重度知的判断がなされた場合、重度としてカウントできます。 ・表中の知的障害の等級は東京都の表記と区分である為、他府県では異なる表記・区分の場合があります。
	重度 以外	3度、4度	1人	0.5人	
精神障害		1~3級	1人	0.5人	・「精神障害者保健福祉手帳」がない場合は、カウント対象外となります。 ・精神障害の場合は、軽重度の区別はありません。

※1 当該労働者が、常用労働者(週所定労働時間30時間以上)の場合。

※2 当該労働者が、短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)の場合。

※ 週所定労働時間が20時間未満の場合はカウントされません。

内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所 (03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com)) までご連絡ください。